



ノーサイド

禍害と被害を超えた論理の構築

(8)

～混乱からの脱出～

中村周平

第IV章 転換期～進学を決意したとき～

本章では、復学後、進路について模索する高校生活から、3年間に及んでおこなわれた調停を終えるまでの部分を記述していきます。高校卒業後の進路に悩み、自分と向き合っていく中で一つの想いが大きくなっていきます。それは、怪我をする前まで持っていた「諦めたくない」という想いでした。また、学校側と補償についての話し合いに合意を得ることができなかつたために、結果として調停を起こすことに。生まれて初めて経験する「司法の場」、そのやり取りに私も家族も翻弄されていきます。

前章と同様、「私へのインタビュー」、「両親へのインタビュー」も引用しつつ、当時の私や両親の心境について書き出していきたいと思います。

以下、表記は筆者=S、北村さん(インタビュー)=I、父親=T、母親=Hとする。

1 二十歳を迎え

1) 諦めたくない思い

高校に復学した数ヵ月後、家族で話し合わなければならないことがありました。それは、高校卒業後の「進路」について…。高校の復学すら悩んだ私にとって、その後のことは全く考えていないことでした。面談がおこなわれていく中で「大学

進学」という一つの選択肢が出されましたが、それについても大きな戸惑いがありました。

一つは、周囲の人たちにかかる負担の問題です。病院を出て在宅での生活に移り、制度を利用しながらヘルパーの方々に支えていただけてきました。何とか生活を送ることが可能な毎日。そのような状態の中、「大学進学」という、環境が大きく変わる選択は、家族やヘルパーの方々に多大な負担を迫り、やっと慣れ始めた今の生活を崩してしまうのではないかという恐怖感がありました。

そして、もう一つは、障害を持ちながら大学に通うということに対して不安を抱えていたことでした。元の高校に復学するとき、多くの時間、多くの人たちの支援を必要としました。そんな私が、大学に通い授業を受けるというイメージが全くもてなかったのです。「自分みたいな人間が本当に大学なんて通えるのか」、そのような不安を最後まで払拭することができませんでした。

そんな時、事故直後から診ていただいていた鍼の先生からの一言がとても大きく心に響きました。「人間、『何ができるか』じゃなくて、『何がしたい』かが大切やろ。何かやりたいことがあって、それが大学で学べるんやったら、挑戦してみたらええやん」。この言葉をきっかけに、これからどうしていききたいかという自分の気持ちと向き合うことができました。そして、ある想いを自分の中にしまい込んでいることに気が始めました。「怪我をする前まで大学に行きたいという想いがあった。そこで自分のできること、自分のやりたいことを見つけたいと。そのことを、怪我をしてしまったから、車いすになってしまったからという理由で諦めたくはない」。怪我をする前、ラグビーと勉強が両立できる高校に進みたいという気持ちが大きくなっていった様に、「障害によって諦めたくない」という想いが私の中で日に日に大きくなっていきました。そして、思い切ってその想いを家族やヘルパーの方々話したところ、「やりたいと思ったなら」と背中をそっと押してくれました。

大学に進みたいという気持ちは決まりましたが、実際に通うことを考えると、いくつかの課題

が見えて来ました。まず、自宅からの距離が問題となりました。最短で4年、最長8年の大学生活を送る上で、現実的に通い続けることが可能な大学を選ぶ必要がありました。次に、大学でどのような支援が受けられるかという問題です。普段自宅に来ていただいているヘルパーの方に、大学内で支援をおこなってもらうことは制度上禁止されています。大学での講義、その他の休憩時間、食事、通学など、大学からどのような支援が受けられるのかを調べる必要がありました。最後に、私が学びたい福祉の分野を学べる大学があるかという問題。事故前から興味を持っていた福祉の分野、それまで「支援する」立場で関わりたいと考えていたことが、事故後は「支援される」立場で日々福祉と関わることになりました。「福祉はこれから自分の生活とより密接に関わる存在になる。立場や分野は違っても知れないけど、これからは福祉について学んでいきたい」、そのような気持ちを持ち始めていました。それらを踏まえ、高校の先生方や家族と様々な大学を回り、職員の方からお話を伺いました。私がなかなか行くことができない遠方の大学には、高校の先生が実際に足を運んでくださいました。その結果、京都市の北区にある立命館大学が自分の希望する条件に最も合うのではないかということになりました。しかし、大学内の支援については、数年前車いすの学生が入学したことをきっかけに作られた、学生によるボランティア団体の自主的な支援以外は存在していませんでした。「例え大学に入れたとしても、公的な支援もなしに通うことができるのか」という大きな不安がありました。ある職員の方が言われた「私たちの大学は障害のある学生の支援についてはまだまだ後進的な大学です。しかし、だからこそこれから新しいものが作れる余地があると思っています」という言葉が強く印象に残りました。そして、何より実際に学生の支援を受けながら通っている学生がいる、そのことが非常に心強かったです。「1年以上勉強する環境にいなかったんだし、落ちて当然の試験。やらないうで後悔するよりダメ元でも受けてみよう」。事故前に積みあげてきた「頑張り」部分を見てもら

えるよう、本番勝負の一般入試ではなく AO 入試の自己推薦入試を希望しました。内容は小論文による一次試験、面接による二次試験。小論文は担任の先生に何度も内容を添削していただき、面接対策のために事務長や学校長にも面接官役をしていただきました。多くの方に協力していただき、幸運にも受験に合格することができました。

2) 調停へ

大学進学後も、学校側との話し合いに終結の糸口を見出すことはできませんでした。このまま、「不慮の事故」であることを受け入れ、私の事故については、ここで終止符を打つか、もう一つの選択肢である「司法の場」に判断を委ねるか。私が選択したのは、「司法の場」で話し合いを続けていくというものでした。

I:「調停をしようっていう判断するっていうのはきっかけがあったわけ？」

S:「最初はそういうのに踏み込みたくなくて、話し合いの中で今後の補償の問題とか学校がこれから取り組んでいってもらえればって気持ちで話してたんですけど、その事故の原因の究明についてもこれ以上進められないっていう話が出て、補償のほうもこちらに責任はないので、それをまったく考える気持ちは…OB とか保護者会に向けて寄付金ですね、毎年集め続けるっていう事がこちらからできる最大限のことやっていう…」

「このままでは終われない」という思いが強くなっていきました。また、以前から相談に乗ってくださっていた弁護士の方も「以前であれば、スポーツ事故の場合、裁判に訴えても勝つという見込みは殆ど無かった。しかし、その考え方は少しずつ変わってきている。そして何より、たとえ勝つ見込みが少ないとしても、誰かが行動を起こさなければ、何も変わらない。社会を動かすことはできない」と、これから長くなるであろう、「司法の場」での話し合いに協力すると言ってくださいました。

そして、2005年11月25日、私が20歳を迎え

た翌日に「調停」の申し立てをおこないました。申立人の欄には私の名前が載せました。事故から3年後の2005年11月17日を過ぎた時点で、司法上スポーツ事故については刑事訴訟での時効を迎えることとなります。スポーツ事故には「加害者」は存在しない…気付いてくれる人は少ないかもしれないが、かねてから私が思っていたことを行動として示せたのでは、という思いもありました。

また、裁判例を見ても、スポーツ事故を取り巻く現状は、事故にあった本人や家族にとって非常に厳しいものでした。そして、それは決して私たち家族だけが置かれている状況ではないということも徐々にわかってきました。

S:「そこに、調停をほんとは起こしたくないというか、そういうとこに持って行きたくないっていう思いがあった。もともとスクラムの同じ側で組んでいて欲しいというのがあったけど、ちょっとずつ学校側のチグハグさもあり、ラグビー部も温度差から、ちゃんと事故を調べてくれてへんやんっていうところになり、最終的に『学校としてできる支援はこれだけや』ということと言われてしまって、事故に責任はないという一点張りやったやんか。そこから調停にいかざるをえなかった時の父母の心境や思いはどういうふうやったんかな？」

T:「調停か裁判っていうところやんな。あの頃、ちょうどその頃、学災連にもいっていたし、スポーツ事故というのは、結構重度の事故でも、泣き寝入りしている人が多くて。あの時いろいろ調べたけど、結果として非常に厳しい状況に置かれても、それは、自己責任というか…スポーツ振興センターⁱⁱなり、見舞金で終わったりしてるとか、裁判例でも、多くは厳しい状況になっている。周平の事故の時も、調停の場でどこまでいけるのか、というのも難しかった。結局、法的責任は求められへんやろ、調停じゃない場合。向こうも最初に出した文章とだんだん変わってきてたやろ、不可抗力って書いてあったしな。調停なり、法的な場でやらんと、向き合わへんやろって思ったね。調停

にしろ、裁判にしろ、まだ何年もかかるから、向き合ってもらわなきゃあないかなって。あるいは、副理事長の話は、ほんまに話にならなかった。後これは、父の意見やけど、学災連に行って思ったけど、やっぱり事故で亡くなっている、子どもを亡くしている人が多い。死人に口なしやないけど、語れへんよね、当事者が亡くなってしまうと…どうしようもない。だから、当事者が語らなくして、何も進まないって思ったな。学災連に来てはった人の事例で、明らかに向こうに『安全配慮義務違反』があるであろうとなっても、どうしようもないよね、そこにいたのが学校の関係者しかいないと。捏造されたりして、分からない、具体的なことも分からない。分からないからということで済まされているなって。そんな感じかなあ…母はどうですか？」

H：「基本的には争いごとが嫌いなので…調停とか裁判って心穏やかではなかったことも正直ある。けど、これで何も言わなければ、これで終わられてしまうって言うのは納得いかなかったし。最終、周平がそういうふうにすることで板挟みになって苦しむのであれば、あえてしなくていいかなってという思いはあった。だけど、最終的には周平自身、調停か裁判かでは悩んだけど、何もせずに終わることにはすごい不本意やったでしょ？あえて自分の名前をそこ（調停申立人）に書くことも辞さなかったやんか。周平のなかにそんだけの強い思いがあるんやったら…って言うのは思った。とって積極的にそうしたいって思いが強く働いたわけじゃないんやけど、でもやっぱり副理事長の対応を見ていると、このままではって思いはどっかにあったし、こんなことをしなくても済むのであれば、一番いいのになって言うのは」

決して望まなかった調停という選択。しかし、両親の間に考え方の違いこそあったが、そうでもしなくてはこの事故はただの「不慮の事故」として終わらされてしまうという思いは共通していました。「調停」という答えは、家族としての思いでした。

2 伝えなければ何も変わらない

調停申し立て後、その調停に関わっていただいている弁護士の方から「君の事故のことについて話してみないか」という話がありました。その弁護士の方は、ある大学の法学部で講義を持たれており、そのゲストスピーカーとして「スポーツ事故」について話をしてみてもどうかという提案をいただいたのです。かねてから「スポーツ事故」の持つ危険性などについて、伝えられるような活動をしたいと思っていました。しかし、私が極度のあがり症でうまく話せる自信がなかったことや、何より事故にあった私が「スポーツ事故」について触れることで、様々な問題を引き起こしてしまうのではないかと不安をもっていました。「スポーツをしている人」「スポーツを教えている人」、広く言えば「スポーツに関わる人」にとって、「スポーツ事故」はできれば考えたくないことですし、一生関わらなければ、それに越したことはないと考えている人も少なくないはずです。私が「スポーツ事故」について話すことで、その人たちはどのような思いを抱くのか。成章高校のラグビー部指導陣や保護者の人たちにどのような印象を与えるのか。そのことを想像しただけで、足がすくみそうになります。しかし、私が毎日楯円球を追いかけていた時、怪我をすることに対して恐怖感というものは殆どありませんでした。首の骨が折れただけでこんなことになるのは、思ってもみなかったことです。今、その同じ考えを持ちながら、ラグビーをしている人たちに私が経験してきたことを伝えることで、少しでもラグビーの事故を減らせるのではないだろうか、私と同じような事故を繰り返さずに済むのではないだろうか。「スポーツ事故」について人前で話すことに決して積極的になることはできませんでしたが、少しでもラグビーの事故を減らしたいという思いから、依頼を引き受けることにしました。伝えなければ、人の心を動かすことはできない、現状は何も変わらないと考えたからです。